

ぐんま5つのゼロ宣言実現条例（案）の概要に対する県民意見提出制度（パブリックコメント）に基づく意見及び反映状況について

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
1	第1章総則	定義のカタカナ用語について	「レジリエンス」「エシカル消費」など一般的になっていないカタカナ用語は出来るだけ使用しないで日本語を使用するよう工夫しないと、県民全体に浸透しない。	条例で使用する用語は、国の法令用語の扱いに準じ、日常生活に用いられる平易な用語を使用します。 カタカナ用語については、広辞苑や大辞林など一般的な辞書等に掲載されているなどを確認した上で使用します。	無		
2		基本理念について	環境の保全と経済及び社会の発展を並列に記載しているが、この条例は環境の保全を第1に位置付けたものとすべきと考える。	健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことは大変重要であると認識しています。 本条例では、地域環境との調和を図りつつ、本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して脱炭素に向けた取組を推進することで、環境と経済の好循環が生まれると考えます。	無		
4			プラスチックごみゼロについては、資源循環の推進の前に、プラスチックの使用量の削減がまず必要と考えるので、それを書き込むべき。	ご指摘の考え方に沿って規定します。	無		
3			プラスチックごみゼロについては、書き出しを「2050年までのプラスチックごみゼロの実現に向け、」にすべきと考える。	「5つのゼロ宣言」はすべて、2050年までのゼロの実現を目標としました。	無		
5			食品ロスゼロの書き出しを「2050年までの食品ロスのゼロの実現に向け」とすべき。				
6	第2章第1節 気候変動への適応	群馬県気候変動適応センターについて	具体的な役割や内容、どの部課にその機能が設置されているのか。	・群馬県気候変動適応センターは、気候変動適応法に基づき、気候変動の影響やリスク回避、取組（適応策）を推進するための情報収集、分析、発信の拠点として、令和3年4月に設置し、気候変動対策課と衛生環境研究所が共同体制で運営しています。 ・群馬県気候変動適応センターでは、気候変動の影響や適応策などの情報を広く発信する役割を担っています。	無		
7	第3章第1節第2款 事業活動における地球温暖化対策	中小排出事業者への対応について	特定排出事業者は排出状況などを捕捉出来るかと思われるが、報告対象外の中小排出事業者にはどのような対応を求めるか。	特定排出事業者と同様に排出量削減計画を任意で提出できるよう規定します。	無		
8	第3章第1節第3款 建築物における地球温暖化対策	建築物における排出削減対策について	熱利用の効率化や、再生可能エネルギー等による分散型電源の普及など、電力と熱での温室効果ガスの削減に努めなければならない、という考え方を記載するよう提言する。	ご指摘の考え方を含め、省エネルギー対策・再生可能エネルギーの導入等について規定します。	無		
9	第3章第1節 第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策 第6款 環境物品等の選択の促進 第7款 森林整備等による地球温暖化対策 第8款 農業に関する地球温暖化対策	事業者と県民の併記について	事業者と県民が併記されている中で、「及び」と「又は」が混在しているように思う。	県民と事業者の双方を示す場合は「及び」、いずれか一方を指す場合、あるいは両方を指す場合は「又は」と使い分けます。	無		

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所		
					修正前	修正後	
10	第3章第1節第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策	公共交通の利用を促進する県の施策について	・公共交通を利用しましょうといっても、不便な現状では利用促進は見込めない。 ・公共交通は県の公共インフラと位置づけることで、必要な施策につながるのではないかと。	・不便な現状はご指摘のとおりです。 ・「ぐんま・県土整備プラン2020」により必要な施策を進めています。	無		
11		電動自動車による温室効果ガス排出量の削減について	次のような考え方で削減を図ることが望ましいと考えます。 『電動車等の温室効果ガス排出量の少ない自動車などを購入し、太陽光など温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーによる電力を電動車に使用しようつとめなければならない。』	施策の中で対応します。	無		
12	第3章第2節第1款 再生可能エネルギー導入促進対策	環境との調和について	再生可能エネルギーを推進するにあたり、自然破壊をするようなことがあってはならないと思います。山を切り拓いての開発は災害を招く恐れもあり、そういった場所は規制の対象とするべきではないでしょうか。環境との調和を文言に入れるべきではないでしょうか。	太陽光発電設備等の設置・運営に当たり、法令遵守、周辺環境への配慮や地域との調和について規定します。	無		
13		法令遵守について	屋根置きが基本であるとし、野立ての太陽光パネルの場合、定期的な安全点検を義務付けるなど、なんらかの義務を追わせるべきでは。地域との調和とありますが、一番問題の起こるところなので、兵庫県条例のような地域の合意を得ることが必要と考えます。				
14		県の率先実行について	再生可能エネルギー設備の導入など、県もこれくらいやりますというような宣言を出して姿勢を示す必要がある。	・県が率先して取り組むことを定め、再生可能エネルギーの導入についても取組を進めます。 ・県では「ぐんま5つのゼロ宣言実現プラン」を作成し、県有施設の省エネ改修工事や再生可能エネルギー設備の導入、RE100電力の調達などに取り組んでいます。 ・再生可能エネルギーに関しては、「群馬県地球温暖化対策実行計画」において2030年度の導入目標（77億kWh/年）を設定しています。	無		
15		災害時の停電ゼロについて	・ぐんま5つのゼロの中の『災害時の停電ゼロ』が全体を通じて触れられておらず、当該頁の再生可能エネルギーの導入促進にすべてが包括されており。 ・温室効果ガスと共に、災害時の停電ゼロの実現にも再生可能エネルギーが有効であるとしたら、 『再生可能エネルギーと蓄電池の組合せにより停電に備える』や『再生可能エネルギーと電動車のバランスの良い組合せで、事業所や家庭の停電の備えとする』などの記載が望ましいと考えます。	・「災害時の停電ゼロ」は、再生可能エネルギーの導入拡大による温室効果ガス排出量削減を目的としており、太陽光発電設備や蓄電池等の普及等、具体的な施策については「群馬県地球温暖化対策実行計画」に記載しています。 ・地球温暖化対策の推進に関する法律では、2050年の脱炭素社会の実現を基本理念として掲げており、本条例でも「温室効果ガス排出量ゼロ」の実現を目指します。	無		
16			・再生可能エネルギーの時間的・季節的な不安定さを補完する形で環境省等国の政策においては都市ガスのコージェネレーション等自家発電施設の有効性や重要性も明記されています。 ・群馬県の地域特定としてその回数が比較的多い落雷による停電対策として停電対応型ガスコジェネも一部の工場事業場にて採用されています。このように、再生可能エネルギーと天然ガスコージェネレーションの組合せは『温室効果ガスと災害時の停電ゼロの実現』も効果的である旨の記載をすることで、事業者の停電対策の促進をご提案します。				

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
17	第3章第2節第2款 建築物における導入促進対策	再生可能エネルギー設備導入の適用除外について	排出量削減計画では、ある程度機密性の高い建築物でないとい省エネ効果が分からないため、建築物省エネ法の適用除外を引用するのは理解できるが、再エネ設備の導入については、解放性のある建築物でも導入可能ではないか。	再エネ設備の導入については、解放性のある建築物でも導入可能です。一方、排出量削減と再生可能エネルギー導入は同時に検討されるべきと考えます。 また、計画・報告を義務化される事業者にとって、同一条例内で適用除外についての規定が異なるのは非合理であることから、適用除外については建築物省エネ法に準じるものとします。	無		
18		再生可能エネルギー設備の導入義務が課せられる件数について	『一定規模以上の建築物』新增設の県内の年間建築数実績はどの程度となるのでしょうか？	ここ数年間の実績から、年間50件程度を考えています。	無		
19		対象となる建築物の規模について	地球環境の悪化・地球温暖化が進み待った無しの現代、群馬5つのゼロ宣言は大変有意義な条例と考えますが2000㎡以上の工場・事業所が対象は規模が小さいのではないのでしょうか、地球温暖化等考えた時2000㎡以上と設定することは妥当と考えますが、2000㎡の工場等ですと中小企業も対象に入り、再生エネルギー設置資金の融資が厳しい状況になり計画自体が無くなる可能性もあります、又は群馬県ではなく近県に建設する大手企業が増え工場誘致の妨げ条例にもなる可能性があります。 提案としては、地元根差した中小企業には負担にならない条例にしていただければ幸いです。2000㎡ではなく、まずは5000㎡以上又は近県も巻き込んだ条例を願います。 再生可能エネルギーの説明義務・設置義務等、ぐんま5つのゼロ宣言条例には賛成です。群馬県の税収が減ることなく群馬県全体が再生可能エネルギーで動くことを期待します。	対象となる建築物の規模については、施行規則で規定します。	無		
20		再生可能エネルギー設備等の導入義務量について	どの程度の再生可能エネルギー発電設備等の設置となるかの、一定の目安（例：○○k W /m2 以上、面積によらず▲▲k W 以上、等）をあらかじめ明記することで再生可能エネルギーの普及促進の計画が立てやすくなるものと考えます。	導入義務量については、施行規則で規定します。	無		
21		再生可能エネルギー設備等導入計画について	審査体制も含めて建築課と協議して欲しい。	増改築や適用除外の判断なども含め、施行規則の制定に向けて建築課と検討します。	無		

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
22	義務規定導入による企業への影響について	県がイメージしているのは大きな企業のように思われる。我々が関係しているのは中小の企業。環境のことは意識していてもハードルは高い。屋上での発電ができない場合の代替処置といっても余裕はない。 建築課は2,000㎡以上が50棟というが、どのくらいの企業規模のものなのか把握しておいて欲しい。企業活動が弱くなることが懸念される。	・義務規定の対象となる企業に配慮した上で、特定目的会社やファンドの立ち上げ、低利の制度融資の創設、国の支援制度の活用、第三者所有モデルの推進など、設備導入の負担低減のための施策に取り組みます。 ・条例の内容や対象企業の支援策について、チラシやホームページ、動画配信、出前講座などにより、周知に努めるほか、必要に応じて地域別説明会やWeb説明会の実施を検討します。	無		
23		事業者には相当な負担をかけることになる。いかに理解を求めめるのか。				
24		設置に対する補助金制度や税制優遇施策などを条例と合わせて検討する必要があるものと考えます。				
25		融資制度でどの程度支援ができるのか。事業者に金銭的負担は理解いただけない。補助金の使い勝手は悪い（年度またぎ）。事業所系や事務所系は補助金がきちんと出れば短い期間で回収可能だが、福祉施設や学校は採算が合わない。支援をしっかりとしないと事業者の負担が大きすぎる。				
26		鉄骨が高く、ウッドショックという厳しい状況。建築単価も相当高い。事業者はこれを乗り越えて投資している。こうした投資に冷水をかけるようなものになる。				
27		事業者にとっては初期費用をいかに軽減するかが大事。補助金等の支援をいかにPRするか。				
28		商工会議所連合会に説明したと言うが、連合会から個別企業への周知がなされていない。				
29		事業者側団体の反応が注目される。				

番号	項目	提出された意見の概要(要旨)		意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所		
						修正前	修正後	
30	施行日について 周知期間について	現在、実施設計業務中です。 規模がRC造2階建 延べ面積約2,400㎡程度 業務の履行期間は、R3年5月27日からR4年5月31日となっています。 現段階で太陽光発電設備は工事予算に計上されていません。 発注者側もどのように対応するのか分からない状態で、竣工年月は決まっておらず、設計業務工期の延長は想定できません。 今後の対応をどのようにしたら良いのか、早急に発注者を含めてご指導頂きたいと思います。	・再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定については、周知期間を1年設けた後に施行することとし、附則に規定します。 ・令和4年度には県内各地で説明会を開催する予定です。	有	附則 公布日から施行する。ただし、義務規定は、周知期間経過後に施行する。	附則 原則として、公布日から施行する。 新たな義務規定のうち、計画・報告・公表制度は、周知期間として6月間を設けた後に施行する(令和4年10月1日施行)。 ただし、旧条例において提出義務のある計画等と同時に		
31							スタートが努力義務で、何年後に義務付けならばよいが、いきなり義務付けというのは早急すぎる。	提出することを義務付ける計画等については、公布日施行
32							パブリックコメントでは一定規模とあるだけで、後から2,000㎡が示されるのは急すぎないか。	とする。 再生可能エネルギー設備の
33							設計が終わった段階で周知期間を伝えられても困る。設計を始めるときに伝えてもらっていないと対処できない。	導入に係る義務規定は、周知期間として1年間を設けた後に施行する(令和5年4月1日施行)。
34							住宅ならば半年程度の設定期間でもよいが、2,000㎡以上の規模となれば、最低でも1年の設計期間が必要。周知期間の半年後に着工の制限を受けるのはあり得ない。	
35							建築主への説明が一番大事。市町村への説明、反応はどうか。	
36							周知期間も検討し、建築課ともきちんと話しをしてほしい。	
37							努力義務でスタートし、支援の体制を固め、周知を十分に図った上で実施というように丁寧に進めて欲しい。	
38							事前説明や具体的なケースの検討がおろそかになっていると思われます。	
39							しかるべき設計期間、周知期間を考慮すると、再来年(令和5年)に着工する物件が最速ではないか。	
40	代替措置について	代替措置により、緑地となるべき敷地が太陽光パネルで覆われるような景観を損なう事態となることが懸念される。他の場所への設備設置を勧めれば、事業者から叱責を受けかねない。 増改築時にも再生可能エネルギー利用設備の設置が義務付けられた場合。既存建屋の屋根の積雪荷重の対応とさらに太陽光などの設置義務となり増改築時の建築主の負担金額が大きくなりすぎてしまい、工事が出来なくなってしまうのではないのでしょうか？	代替措置や適用除外については、施行規則に規定します。	無				
41								
42	経過措置について	京都の先例では、どのくらいの経過措置、周知期間を設けているのか。	京都府は平成22年10月に条例(当時:地球温暖化対策条例)を改正し、延べ床面積2,000㎡以上の建築物への再エネ設備の導入を義務化。制度の周知期間を設けるため、平成24年4月1日以降に確認申請を行う特定建築物に当該義務規定を適用しています。(1年半の周知期間)	無				

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
					修正前	修正後
43	設計者による建築主への説明義務について	県にて条例内容がすべての人に周知できて、「2000㎡以上の建物には必要なだよ」と建築主が理解している状況までして貰わないと、説明時に揉める原因となりかねないと思われます。条例だから仕方ないで規模によって何千万円もお金が簡単に払われるとは思いきい。発表から施行までの期間についても、十分な期間がない場合、現状打ち合わせている物件で変更になってしまう物が出てきてしまう。構造などの打合せが進んでいる物件についてやり直しや手直しにそれ相応の期間がかかってしまい着工・完成が遅れてしまう可能性があると思います。	・設計者による説明制度への周知を徹底するため、周知期間を6ヶ月設けた後に施行することとし、附則に規定します。 ・再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定については、周知期間を1年設けた後に施行することとし、附則に規定します。	有	附則 公布日から施行する。ただし、義務規定は、周知期間経過後に施行する。	附則 原則として公布日から施行する。 新たな義務規定のうち、計画・報告・公表制度は、周知期間として6月間を設けた後に施行する（令和4年10月1日施行）。 ただし、旧条例において提出義務のある計画等と同時に提出することを義務付ける計画等については、公布日施行とする。 再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定は、周知期間として1年間を設けた後に施行する（令和5年4月1日施行）。
44		事業者の説明・設計する建築士にも業務量の増加に伴う。これを賄うような仕組みづくりを検討いただきたい。	ご指摘の内容を踏まえ、建築士の説明義務制度の手引の作成や説明会の開催等、周知に努めます。	無		
45		事業者への説明に加え、大きな影響を受ける建築士にも丁寧な説明をお願いしたい。				
46		「ぐんま5つのゼロ宣言条例」も主旨については当然理解し行動しなければならぬと思います。 今回建築士に課された義務事項については、建築主の負担増に対して助成の充実が明確にならないと建築主への説明は難しいと思います。この条例が成立すると昨今の状況を見るに、益々建築主の足が止まるような気がします。	低利の制度融資の創設、国の支援制度の活用、第三者所有モデルの推進など、設備導入の負担低減のための施策について周知に努めます。	無		
47		まさに温暖化の問題は待ったなしの状態である。 2000㎡以上の建物には太陽光発電設備を設けるとしているが、果たしてそれだけで十分な効果があるだろうか？群馬県は日照時間に恵まれているので、住宅を新設するときは太陽光発電の設備義務を課し、何らかの補助金を支給するとかの思い切った対策が必要なのだと思います。地域を選定して全国規模になればより良いのかなと思います。再生可能エネルギーの説明義務とかは実効性がなくあまり意味が無いと思います。	・再生可能エネルギーに関しては、「群馬県地球温暖化対策実行計画」において2030年度の導入目標（77億kwh/年）を設定しています。 ・再エネ設備導入義務の実行とともに、特定目的会社やファンドの立ち上げ、低利の制度融資の創設、国の支援制度の活用、第三者所有モデルの推進など、設備導入の負担低減のための施策に取り組みます。	無		
48		太陽光発電を行っているある建築主が問題としていることについて、発電設備事業者と建築主と20年契約で、行っているそうです。パネルの清掃、機器の交換メンテナンスは全て別途費用です。20年経過すると産業廃棄物として撤去（費用施主もち）をして、解約するそうです。ほとんど利益はないそうです。 建物の維持管理で屋根の雨漏りが発生した場合、工法によっては、発電設備を撤去しなくてはなりません。とても、建築主が自身で維持管理することは、出来ないでしょう。 発電設備事業者等（倒産する業者がいる）を群馬県で、認定をし、建築主がその業者を選定し、第三者として、それに伴う建築をするための説明義務を建築士が果たすべきです。	発電設備事業者からの提案を県が受付、審査の上、参加者を募る「事業者向け初期費用0円事業」を実施します。	無		

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
49		増改築について	新築についても建築主の負担が大きくなることはもちろんですが、増改築も再生可能エネルギー利用設備が義務付けられるということになると、太陽光などはそもそも設置場所の問題から屋根上に設置されるケースが多いため新築時に考慮していないと、助成金を充実させるとしても、それを根拠に増改築を断念せざるを得なくなるケースが増えることが想定されます。義務化という意図はわかりますが、それで本当に問題ないのか不安に思います。	施行規則において代替措置や適用除外を規定します。 増改築の定義についても、施行規則で明確化します。	無		
50			・既存建築物の構造補強は様々な検討と、操業を停止しての補強工事が最低限必要になりますので、既存建物の延命化と企業の活性化に水を差す事と懸念します。				
51			既存建物の「増改築」にまで適用となると、既存の屋根荷重超過になり、2014年2月の様な豪雪の再来が起きた場合、義務化した県の補償は考えているのでしょうか？				
52	第3章第1節第3款 建築物における地球温暖化対策 第3章第2節第1款 再生可能エネルギーの導入促進	新たな義務規定について	5つのゼロを実現する為に条例を制定すると思いますが、内容を見ると、義務づけ公表するとあるが、ぜひ実践してもらいたい。	ご意見ありがとうございます。次の計画等について公表します。 ①多量排出事業者の温室効果ガス排出量削減計画・報告 ②多量排出事業者の再生可能エネルギー導入計画・報告 ③一定規模以上の新築・増改築する建築物における再生可能エネルギー導入計画の提出・公表 ④一定規模以上の新築・増改築する建築物の建築物における温室効果ガス排出量削減計画の提出・公表 ⑤自動車環境計画・報告 ⑥自動車通勤環境配慮計画・報告	無		
54	第3章第1節第3款 建築物における地球温暖化対策 第3章第2節第2款 建築物における導入促進対策	建築物における新たな義務規定について	提出書類等の提出先はどこか。 審査はどのような体制で行うのか。	・建築物における温室効果ガス排出量削減計画・報告、再生可能エネルギー設備等導入計画・報告、再生可能エネルギー設備等の設置完了の報告等の書類は、グリーンイノベーション推進課で受け付け、内容の確認は同課職員が行う予定です。	無		
54		増改築について	増築は2,000㎡以上が対象となるとのことだが、改築は厳しい。用途変更まで含め、どこまでを対象とするのか、建築課ともよく協議して明確にして欲しい。	増改築については、施行規則で明確化します。	無		
55		建築物省エネ法との関連について	将来300㎡の建物にまで適用や建築士からの説明義務など、単純に「省エネ法」の文言を転用しただけにも見受けられます。	ご指摘のとおり、建築物省エネ法等を参考に、本県の現状に即した基準を設定しました。	無		

番号	項目	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所		
					修正前	修正後	
56	第4章第2節 プラスチック資源循環の推進	市町村の取組に対する県の責務について	廃棄物に関しては廃棄物処理法上、市町村に権限が集中しているが、各市町村間での取り組みにばらつきが大きいことが一つの課題だと考える。プラスチックごみゼロには、市町村の協力なしには達成が困難であることから、技術的な支援のみではなく市町村間のばらつきの調整を県の責務として書き込むべき。	容器包装リサイクル法に基づくプラ製容器包装の分別収集を全市町村で実施し、プラスチック資源循環促進法に基づく一括回収を速やかに実施するよう、市町村に対して指導・助言していきます。今後とも市町村と連携協力してプラスチックごみの減量・リサイクルを推進していきます。	無		
57			県だけではゼロ宣言を実現することは不可能、特にゴミなどは市町村にその権限が下りているので、県と市町村の関係を踏まえた県の責務について明記すべき。	プラスチックごみゼロについては、プラスチック資源循環促進法に基づき、県の役割として、市町村への情報提供や技術的助言を行うものとしています。	無		
58		プラスチックごみゼロに向けた取組について	プラスチックごみについても、3月に作成した環境基本計画との整合性、例えば2050年にゼロに持ってゆくためには、基本計画に書かれた数値目標の見直しが必要で、それに対応できる条例案を作成しないとイケないと考えます。そのため、実行計画の策定、対策指針の策定、県の率先実行、環境マネジメントシステムの導入、環境教育及び環境学習の推進等を書き込むべきではないでしょうか。	昨年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた対策を体系化して、すべての宣言について取組を明示しています。	無		
59		法律との関係性について	「プラスチック資源循環法」との関係性を踏まえた書きぶりにすべき。	プラスチックごみの定義、各主体の役割など、本則中はプラスチック資源循環促進法を踏まえ規定します。プラスチック資源循環の推進と関係産業の育成・振興も規定します。	無		
60	雑則	報告及び調査について	第6章雑則③(報告及び調査) 「知事は、条例の施行に必要な限度において、…必要な場所に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。」としている。 新条例では、再エネ設備導入義務となる。 群馬県地球温暖化防止条例では排出削減を促すため、排出量計画や実績報告の提出を求め、必要に応じて立ち入り検査が行われていたと思う。 従来の報告制度と異なり、新しく義務化される再エネ設備の設置には、膨大な費用が必要となる。 義務を果たさない企業には、この雑則を根拠に帳簿や書類などの調査ができる、というのは、適正な判断の下に調査されることを前提にしているかもしれないが、条例担当者の解釈で、危険な方向に向かってしまう可能性もあるのではないかと。 「条例の施行に必要な限度」については、運用等で踏み込める範囲を予め定めてほしい。	恣意的な運用とならないよう手引等に規定します。 なお、本則中の表現については、以下のとおり見直します。 旧条例 「…必要な場所に立ち入り、 <u>機械、設備、自動車、帳簿、書類</u> その他の物件を調査させることができる。」 新条例 「…必要な場所に立ち入り、 <u>帳簿、書類</u> その他の物件を調査させることができる。」	無		
62		罰則について	罰則はあるのか。	本条例では、報告・提出制度によって義務の履行を図るものとしていますが、罰則規定を設けておりませんが、提出された計画書等に虚偽の疑いがある等の場合は、必要に応じて勧告・公表を行います。	無		
61			同時に義務違反に対する罰則なども明確にする必要があると考えます。				

番号	項目	提出された意見の概要（要旨）		意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
						修正前	修正後
63	その他	条例の構成について	5つのゼロ宣言はそれぞれ重要なのに、第3章の充実度に比して第2章、第4章、第5章の各章の構成が余りにも貧弱である。第3章に倣い、実行計画の策定、対策指針の策定、県の率先実行、環境マネジメントシステムの導入、環境教育及び環境学習の推進等を書き込むべき。	・昨年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」では、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた対策を体系化して、すべての宣言について取組を明示しています。 ・環境教育及び環境学習の推進は、雑則に位置付け、全ての章に対応するよう規定します。	無		
64		目標達成の確実性について	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 ・自然災害による死者ゼロ ・温室効果ガス排出量ゼロ ・災害時の停電ゼロ ・プラスチックごみゼロ ・食品ロスゼロ どれをとっても2050年までに解決し災害に強く持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させることで宣言する事は大変素晴らしいことですが、要は実現できるかどうかかなのです。 あくまで目標で現実的にはゼロは無理なのではないでしょうか。	脱炭素化や資源循環への取組は、日々新しい技術が開発されています。現時点では解決策が見出せなくても、今、出来ることに前向きに取り組むこと、少しでも前進させることが、ぐんま5つのゼロ実現につながります。そして、県民・事業者のみならずの一人一人の取組が重要です。多くの方にご理解・ご協力いただけるよう、今後も周知活動、普及啓発に努めます。	無		
65		群馬県地球温暖化防止条例の廃止について	群馬県地球温暖化防止条例を廃止するとはあるが、別に廃止しなくてもよいのでは。	群馬県地球温暖化防止条例は、ぐんま5つのゼロ宣言実現条例へ引き継ぎます。 このため、同じ内容の条例が複数存在しないよう廃止するものです。	無		
66		進捗状況の確認について	2050年迄には約30年あるが一年一年単年度ごとにきめ細かくやってチェックしてやらないと、ただかけ声だけで終わる可能性は大です。国とも連携してやるべき。	群馬県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で定めた目標値について、部門別の指標や削減量などの達成状況を確認し、結果については、県のホームページ等で公表する予定です。 現計画の見直しに当たっては、国の施策を踏まえたものとしします。	無		
67		太陽光発電設備の廃棄処理について	太陽光パネルは廃棄が問題となっている。義務付けしても20～30年後に問題となる。	太陽光発電設備の適切な廃棄については、研修会の開催等により事業者の資質向上に努めます。	無		
68		用語の使用について	初期費用ゼロとは。初期費用ゼロとは言わない方がよいのではないかな。	再エネ設備の導入を事業者自身が行うには、初期費用の負担が課題となります。 「初期費用ゼロ」とは、発電事業者が初期費用を負担して、建築物に太陽光パネルなどを設置し、発電した電力を建築物の使用者などに販売して設置費用を回収するものです。 再エネ設備の導入時の負担を軽減し、導入を促進する手段として、県では事業者向けの制度を導入する予定です。 事業の内容に誤解が生じないよう、説明してまいります。	無		
69		企業への影響について	太陽光の買取価格の低下や、初期投資費負担は企業の活性化とは逆方向の影響を及ぼし、他県への誘致・移設を検討する企業も発生すると思われる。	脱炭素経営・再エネ導入は、大企業だけでなく、中小企業にとっても喫緊の課題です。 再エネ設備導入義務の実行とともに、特定目的会社やファンドの立ち上げ、低利の制度融資の創設、国の支援制度の活用、第三者所有モデルの推進など、設備導入の負担低減のための施策に取り組めます。	無		